

令和5年度岡山県教育庁人権教育・生徒指導課
スクールソーシャルワーカー（短時間勤務会計年度任用職員）の募集要項

令和4年10月20日
岡山県教育庁人権教育・生徒指導課
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話 086-226-7589（直通）

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課では、スクールソーシャルワーカー（地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により任用される短時間勤務の会計年度任用職員）を下記のとおり募集します。

記

1 担当校・勤務場所、任期、職務内容、応募資格等

(1) 担当校・勤務場所

岡山県内の岡山市立を除く公立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校

※拠点となる市町村教育委員会を指定し、任用時間等に応じて、複数の市町村の複数の学校を担当していただきます。

※担当校の児童生徒の支援等のため、必要に応じて家庭や関係機関等の訪問もあります。

(2) 採用予定人数

35名程度

※採用者の年間任用時間等によって、採用人数は増減します。

(3) 任期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※任用日から1か月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任期満了をもって退職となります。

(4) 職務内容

- ・ 医療・福祉系関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整及び接続
- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・ 学校におけるチーム体制の構築・支援・教職員等への研修活動等
- ・ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供等
- ・ その他岡山県教育委員会が必要と認める事項

(5) 応募資格等

1) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者（次に該当しない者）

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 など

2) 資格：社会福祉士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者

3) 学校教育と社会福祉に関して専門的な知識・技能を有する者で、学校の一員である福祉の専門職として配属された教育委員会及び学校と共に積極的に取り組む意欲がある者

※選考を経て、採用となります。その際、有資格者であっても採用されない場合があります。

2 勤務条件、報酬等

(1) 勤務時間等

1日6時間、週1～5日 年間 上限1,170時間

※9:00~12:00、13:00~16:00を勤務日にあらかじめ割り振ります。

※公務の都合により、上記以外の勤務日及び勤務時間に振り替えることがあります。

※年間806時間以上配当(週4日勤務)の場合は期末手当の対象、年間1,040時間以上配当(週5日勤務)の場合は期末手当及び社会保険等の対象となります。

※学校の長期休業中は勤務時間が減るなど、年間を通じて平均した勤務時間とはなりません。

※年間の勤務時間は、予算の範囲内で配当します。

※所定の勤務時間を超えて勤務していただく必要がある場合は、岡山県教育委員会の事前命令により時間外勤務を行っていただきます。

※兼業は可能ですが、1日7時間45分を超えての勤務はできません。

(2) 週休日及び休日

勤務が割り振られていない日とします。

(3) 年次休暇(有給)

年の勤務日数、任用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。)に定める日数が任用時に付与されます。

(4) 年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

- ・ 有給(公民権行使、官公署出頭、災害による現住所滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊産婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、不妊治療(出生サポート)、産前産後、配属者出産、育児参加)
- ・ 無給(子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊産疾病・健診、公務上の傷病、私傷病、骨髄等ドナー)

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び職員の育児休業等に関する条例(平成4年岡山県条例第3号)に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

(5) 報酬等

基本単価:時給4,940円(令和4年10月現在)

交通費:一般職員に準じ旅費を支給

※上記のほか、期末手当が支給されます(基準日に在職している等一定の要件を満たす場合)。

※上記のほか、一般職員に準じて時間外勤務手当に相当する報酬が支給される場合があります。

(6) 社会保険等

- ・ 勤務時間等の要件を満たす場合は、雇用保険、健康保険、厚生年金保険が適用されます。
- ・ 公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険又は公務災害補償に準じた補償が適用されます。

(7) その他

- ・ 他の勤務条件については、規則によることとします。
- ・ 地方公務員の服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。
- ・ 営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止されませんが、他の仕事との兼業(他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等)を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。

(利害関係者との関係等により公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合など、必要に応じて一定の制限を課すことがあります)

- ・ 自家用車による出張が必要となります。(その要件として、運転免許取得後1年を経過していることが必要となります。)
- ・ 個人のパソコンを利用した事務作業が必要となります。(勤務の報告や記録の作成、メールの送受信等)
- ・ この募集は、令和5年度当初予算の成立を前提に行うもので、内容が変更となる場合があります。

3 応募の受付

(1) 受付期間 令和4年11月30日(水)まで。必着。

※提出以後のやり取りはEメールで行います。こちらからの誤送信防止のため、応募書類提出後には下記メールアドレスへ提出した旨のEメールを送るようにしてください。

※封筒の表に「スクールソーシャルワーカー(会計年度任用職員)採用試験申込」と朱書きしてください。なお、郵送事故が発生した場合の責任は負いません(簡易書留扱いが望ましい)。

(2) 受付時間 持参の場合は8時30分から17時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

(3) 受付場所 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

(4) 提出書類 以下の5点の応募書類に必要な事項を記入のうえ、提出ください。

- ①【様式2】意向等確認用紙(新規)
- ②【様式3】調査表(1)
- ③【様式4】調査表(2)
- ④【様式5】誓約書
- ⑤資格要件を満たすことを証明するもの

○運転免許証の写し

○「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の資格登録証明書の写し

(5) 注意事項 岡山県で活動いただくスクールソーシャルワーカーは、変則的に活動することが多い勤務形態です。勤務形態等をはじめ、募集や採用に関しまして御不明な点等については、人権教育・生徒指導課にお問い合わせください。

4 試験について

(1) 試験会場 岡山県庁分庁舎 岡山市中区古京町1丁目7-36 ※公共交通機関をご利用ください。

(2) 試験日時 令和4年12月22日(木)、23日(金)、26日(月)*27日(火) 予備日

※このうち、指定するいずれか一日となります。詳細日時はEメールにて別途連絡しますので、確実に連絡がとれるよう受信設定及び確認をお願いします。

(3) 試験内容 筆記、面接試験(業務遂行能力、適性等に関する口述試験)

5 合否連絡について

全員の試験終了後、約1ヶ月を目処に合否についての通知をEメールにて行います。

6 問い合わせ先について

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課
TEL : 086-226-7589 担当: 山本
E-mail : ssw@pref.okayama.lg.jp